

世田谷区建設工事総合評価方式の概要

I <評価項目と配点>

下記のとおり、3つの観点からそれぞれ評価項目を設定し、合計の評価値から落札者を決定する。

$$\text{評価値} = (\text{施工能力評価点} + \text{地域貢献評価点} + \text{公契約評価点}) + \text{価格点}$$

【100点満点】 【 50点満点 】 【50点満点】

1. 施工能力評価点（一部改定）【計 20 点】

<変更点>

評価の実効性を高める観点から、以下のとおり改定する。

- ① 工事成績：評価区分を細分化し、不良等の工事実績がある事業者は減点とする。
(0～13点の間で14段階⇒-2～13点の間で23段階)
- ② 優良工事実績：評価対象とする期間を短縮（過去5年度⇒過去3年度）、
対象実績が複数ある場合の加点を追加

評価項目	配点	評価の方法									
工事成績	-2～13	当該発注業種と同種の工事で過去5年度内に完了したものを対象に、直近3件の工事成績評価を平均した値に応じて-2～13点									
優良工事実績	0～3	公表されている最新の年度を含む過去3年度内に優良工事に認定された案件が1件ある場合は2点、2件以上ある場合は3点									
配置予定技術者の資格	0～2	建設業の種類について1級技術者である場合は2点、2級技術者である場合は1点									
配置予定技術者の実績	0～2	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>同種工事</th> <th>類似工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監理（主任）技術者として係わった場合</td> <td>2点</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>担当技術者として係わった場合</td> <td>1点</td> <td>0.5点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※当該発注工事と同一の工種で、高さ、長さ、面積等の規模や請負金額等が当該発注工事と同程度以上のものを「同種工事」、当該発注工事より小規模ながら経験として有用なものを「類似工事」という</p>		同種工事	類似工事	監理（主任）技術者として係わった場合	2点	1点	担当技術者として係わった場合	1点	0.5点
	同種工事	類似工事									
監理（主任）技術者として係わった場合	2点	1点									
担当技術者として係わった場合	1点	0.5点									

2. 地域貢献評価点（一部改定、項目追加）【計 15 点】

<変更点>

評価の実効性を高めるとともに公契約条例に基づく地域経済振興を評価するため、以下の項目を一部改定、項目追加する。

- ① 災害時協力協定の締結、区内本店の加点を拡充（それぞれ2点⇒3点）
- ② 災害時協力協定に基づく活動実績の評価を追加
- ③ 災害時協力協定に準ずる協定の評価を廃止
- ④ 地域経済振興として区内事業者への下請金額等の評価項目を追加

評価項目	配点	評価の方法
災害時協力協定	0～6	公告時点において区と災害時協力協定を締結している場合は3点、更に過去3年度内に災害時協力協定に基づき活動した実績がある場合は3点
区内本店	0～3	公告時点において、区内に本店を有し入札参加資格登録を受けている場合は3点
地域経済振興	0～6	過去3年度内に完了した区発注工事のうち直近3件の中から事業者が選んだ1件について、自社施工（区内の本店又は営業所に限る）及び区内事業者への下請（一次下請に限る）の金額が占める割合が25%以上であれば2点、50%以上であれば4点、75%以上であれば6点

3. 公契約評価点（新設）【計 15 点】

<新設の方針>

- ① 公契約条例の趣旨に沿った具体的な取組みを評価する。なお、同条例や法律等に遵守の規定のあるものについて未達成の場合は減点とする。
- ② 評価指標は、事業者が特段の負担を要せずに達成状況を客観的かつ容易に証明し得るものとするを念頭に、建設業法に基づく経営事項審査や国・都における各種認定制度等を基本とする。
- ③ 評価は原則として入札公告時点の事業者の達成状況に対して行う。ただし、「賃金支払の状況」については当該案件での取組みを評価するため、入札参加時に労働報酬下限額の遵守の誓約をもとに評価し、履行後に遵守状況を確認する。
- ④ 評価対象の事業者は原則として入札参加者であるが、「賃金支払の状況」については下請負者がある場合、その労働者への賃金支払いにおいても遵守が求められるため下請負者も含めて評価する。

評価項目	配点	評価の方法														
賃金支払の状況	-2～0	当該発注工事に従事する全職種について、世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額を遵守できない場合には-2点														
労働福祉の状況	0～3	退職金制度等の備償状況について、経営事項審査における「労働福祉の状況」の点数を評価する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>「労働福祉の状況」の点数</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.5点</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>3.0点</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>1.5点</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>5点以下</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>	「労働福祉の状況」の点数	評価点	4.5点	3点	3.0点	2点	1.5点	1点	5点以下	0点				
「労働福祉の状況」の点数	評価点															
4.5点	3点															
3.0点	2点															
1.5点	1点															
5点以下	0点															
労働安全衛生	0～4	建設業労働災害防止協会へ加入していれば2点、同協会のコスモス（COHSMS）又はコンパクトコスモスに認定されていれば2点														
建設キャリアアップシステム	0～2	建設キャリアアップシステムへの事業者登録をしていれば2点														
男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス	0～2	次の制度について2つ以上の認定がされていれば2点、1つ認定されていれば1点 <ul style="list-style-type: none"> ・東京ライフ・ワーク・バランス認定 ・えるぼし認定 ・くるみん認定 														
障害者雇用	-2～2	<p>【法定雇用義務がある事業者の場合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定雇用率を達成の上、加えて1名以上を雇用</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>法定雇用率を達成</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>法定雇用率を達成していない</td> <td>-2点</td> </tr> </tbody> </table> <p>【法定雇用義務がない事業者の場合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名以上雇用</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>雇用していない</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「1名」の定義は障害者雇用促進法における雇用率算定の考え方に準じる</p>	内容	評価点	法定雇用率を達成の上、加えて1名以上を雇用	2点	法定雇用率を達成	0点	法定雇用率を達成していない	-2点	内容	評価点	1名以上雇用	2点	雇用していない	0点
内容	評価点															
法定雇用率を達成の上、加えて1名以上を雇用	2点															
法定雇用率を達成	0点															
法定雇用率を達成していない	-2点															
内容	評価点															
1名以上雇用	2点															
雇用していない	0点															
若年者雇用	0～2	経営事項審査における「若年技術職員の継続的な育成及び確保」「新規熟年技術職員の育成及び確保」において2つとも該当していれば2点、1つのみ該当していれば1点														

※1～3の各評価点のうち、個々の発注案件にどの評価項目を用いるかは案件ごとに定める。

II < 価格の評価 >

価格点の算定方法

< 価格点の考え方 >

(1) 評価の方法

価格点は、入札価格から右の算定式に基づき、算出する。最も適正と考えられる価格として評価基準価格を設定し、当該価格での入札を満点（50点）として評価する。

(2) 評価の特徴

- ① 東京都の総合評価方式における評価方法に準拠し、評価基準価格を下回るほど価格評価が逓減する。
- ② 評価基準価格近傍の入札においては価格評価の差が小さく、評価基準価格から離れるほど差が大きくなる評価方法とする。また、原則として、評価基準価格との差が同額で評価基準価格より高い入札と低い入札があった場合は、価格が低い入札の価格点が高くなるように設定する。

(3) 評価基準価格の算定方法

評価基準価格の設定にあたっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質確保の徹底の観点から、国においては調査基準価格の算定方法とされ、また、東京都の総合評価方式においては区の評価基準価格に相当する価格の算定方法とされている算定式を採用する。

< 算定式 >

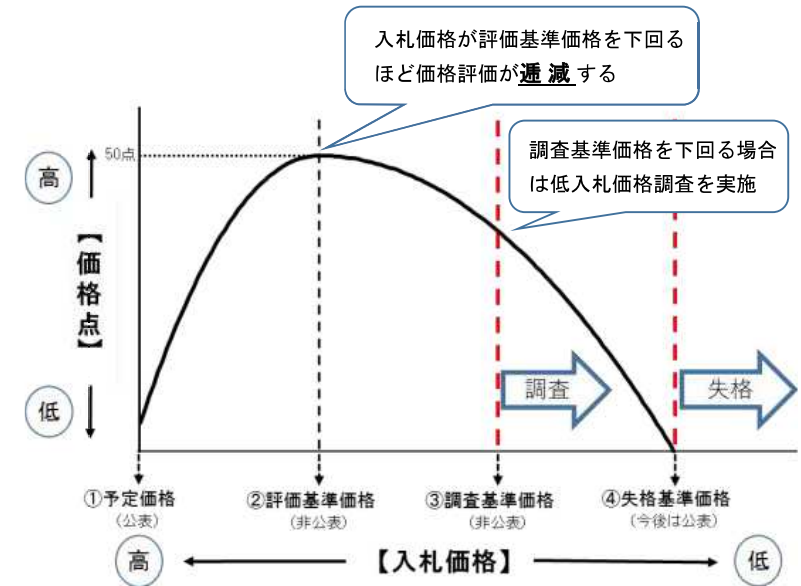
(1) 「入札価格 ≥ 評価基準価格」の場合

$$50 - 50 \times \frac{9 \times \left(\frac{\text{入札価格} - \text{評価基準価格}}{\text{予定価格} - \text{予定価格}} \right)^2}{10 \times \left(\frac{\text{評価基準価格} - 1}{\text{予定価格}} \right)^2}$$

(2) 「入札価格 < 評価基準価格」の場合

$$50 - 50 \times \frac{\left(\frac{\text{入札価格} - \text{評価基準価格}}{\text{予定価格} - \text{予定価格}} \right)^2}{\left(\frac{\text{評価基準価格} - \text{失格基準価格}}{\text{予定価格} - \text{予定価格}} \right)^2}$$

< イメージ図 >



[各価格の考え方] 各価格の設定は高い順から、①予定価格、②評価基準価格、③調査基準価格、④失格基準価格とする。

種別	考え方	算定方法	設定範囲	金額の公表
① 予定価格	契約金額の上限としてあらかじめ設定する価格。競争入札は予定価格の制限の範囲内で行われる。	積算基準等によって適正に算出された設計金額に基づき決定する。直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、発生材売却費等によって構成される。	—	事前公表
② 評価基準価格	予定価格の制限の範囲内で競争入札を行うことで、企業の工夫等により一定の見積努力が可能と考えられるが、適正な労働環境、品質を確保するため、最も適正と思われる価格として評価基準価格を設定し、評価基準価格を下回る入札では価格点が逓減するものとする。	直接工事費 × 0.97 + 共通仮設費 × 0.9 + 現場管理費 × 0.9 + 一般管理費等 × 0.55 + 発生材売却費等 ※解体工事の場合は、直接工事費の乗率を 0.8 とする。	予定価格の 75%~92%	非公表
③ 調査基準価格	契約の内容に適合した履行がされないおそれのある価格での落札を防止するため、調査基準価格を設定し、当該価格を下回る入札については低入札価格調査を実施する。	算定式は非公表	予定価格の 75%~92% (これまでは 70%~90%)	非公表
④ 失格基準価格	契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる価格として失格基準価格を設定し、当該価格を下回る入札は失格とする。	算定式は非公表	設定範囲は定めない (これまでは調査基準価格の範囲内)	事前公表 (これまでは非公表※)

※失格基準価格は「世田谷区建設工事総合評価方式」でのみ事前公表とし、他の価格競争入札では従前通り非公表とする。